

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年11月28日

葛飾区長

葛飾区条例第33号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年葛飾区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第17条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第32条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第32条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第17条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

第32条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第32条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。